

世田谷区妊婦健康診査等・新生児聴覚検査 費用助成制度のご案内 ※窓口受付不可

世田谷区では、妊婦健康診査、子宮頸がん検診、超音波検査と新生児聴覚検査を、受診票を使用することができない「助産所」や「都外または国外の医療機関」で受診した場合に、各健診等に要した費用の一部を助成します。

1. 妊婦健康診査等費用助成

(1) 助成対象者

- ・妊婦健康診査等の受診日に世田谷区内に住民登録がある方で、次のいずれかに該当する方
 - (1) 助産所で受診した方
 - (2) 里帰り等により都外または国外の医療機関にて自費で受診した方

(2) 申請期限

- ・出産した日から1年以内（お子さんが1歳のお誕生日を迎える前日まで）【必着】
※世田谷区から転出した場合、出産前でも申請ができます。
※できる限り、受診分を一括してご申請ください。

(3) 助成の対象

- ・妊婦健康診査、子宮頸がん検診、超音波検査それぞれの受診票に記載されている検査項目
- ・実際に受診した回数分の助成
※未使用的受診票の枚数（回数）を超えての助成はできません。

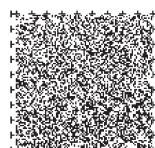
(4) 助成対象外のもの

- ・受診票を使用せずに、都内の妊婦健康診査委託医療機関で受診した費用
- ・保険が適用された費用
- ・母子健康手帳（親子健康手帳）の交付日より前に医療機関で受診した費用
- ・分娩、出産にかかる費用
- ・母親の産後の健康診査にかかる費用

(5) 助成上限額

	令和5年度助成上限額	令和6年度助成上限額
妊婦健康診査【1回目】 (表紙案内が白色、受診票の1枚目が水色)	10,880円	10,980円
妊婦健康診査【2～14回目】 (表紙案内が白色、受診票の1枚目が黄色)	1回あたり 5,090円	5,140円
子宮頸がん検診【1回分】 (表紙案内が白色、受診票の1枚目が桃色)	3,400円	3,400円
超音波検査【4回分】 (表紙案内が白色、受診票の1枚目が白色)	5,300円	5,300円

※上限額は受診する年度によって変更する場合があります。令和6年度の上限額については、区のホームページ「妊婦健康診査について」にてご確認いただけます。



2. 新生児聴覚検査費用助成

(1) 助成対象者

- 新生児聴覚検査の受診日に世田谷区内に住民登録がある保護者で、次のいずれかに該当する方
 - 助産所および、受診票が使えない都内の医療機関で受診した子の保護者
 - 里帰り等により都外または国外の医療機関にて受診した子の保護者

(2) 申請期限

- 出産した日から1年以内（お子さんが1歳のお誕生日を迎える前日まで）【必着】

(3) 助成の対象

- 次のいずれにも該当する場合
 - 生後50日に達する日までに実施した新生児聴覚検査の初回検査であること
 - 自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）または、耳音響放射検査（OAE）により検査した場合
 - 自費を受けた場合

(4) 助成対象外のもの

- 受診票を使用せずに、都内の新生児聴覚検査委託医療機関で受診した場合
- 保険が適用された場合

(5) 助成上限額

- 3,000円（令和5年度助成上限額）**令和6年度:3,000円**

※新生児聴覚検査が3,000円を超える場合、超えた金額については自己負担になります。

※上限額は受診する年度によって変更する場合があります。令和6年度の上限額については、区のホームページ「新生児聴覚検査について」にてご確認いただけます。

3. 共通事項

(1) 確定申告をする場合

- 確定申告をする場合は、上記の費用助成金額を除いた金額で申告する必要があります。費用助成金を申請し、金額が確定した後に確定申告を行ってください。
- 助成金申請から支払いまでは、おおよそ2～3か月かかります。
- やむを得ず費用助成を申請する前に確定申告をする場合は・・・**

領収書の金額から費用助成金額（見込み額）を控除した上で申告し、費用助成の申請後、確定した助成金額が見込み額と異なる場合には税務署にて修正申告をしてください。

(2) 手続きに必要な書類 (書類に不備がないようご注意下さい)

	妊婦健康診査等費用助成	新生児聴覚検査費用助成	備考
申請書兼 口座振替依頼書 ※用紙は区ホームページからもダウンロードできます。	・世田谷区妊婦健康診査等費用助成金申請書兼口座振替依頼書（白色）	・世田谷区新生児聴覚検査費用助成金申請書兼口座振替依頼書（桃色）	・記入例（ご案内の最後のページ）をご参照ください。 ・修正液・消えるインクは使用しないでください。 ・訂正する場合は二重線でお願いします。
未使用の受診票	・妊婦健康診査受診票（表紙の案内が白色） ・子宮頸がん検診受診票（表紙の案内が白色） ・超音波検査受診票（表紙の案内が白色）	・新生児聴覚検査受診票（表紙の案内が肌色）	・本人記入欄等、記載の有無は問いません。 ・受診票は1回3枚綴りですので、3枚綴りのままご提出ください。
母子健康手帳（親子健康手帳）の該当ページのコピー	・P 8~9 の「妊娠中の経過」欄のコピー	・P18 の「検査の記録」欄のコピー（「新生児聴覚検査」結果の表）	・縮小不可
医療機関発行の領収書のコピー ※白黒片面印刷	・受診票が使用できない助産所や都外医療機関が発行した健診等の費用が含まれる領収書のコピー	・受診票が使用できない助産所や都外医療機関が発行した検査費用が含まれる領収書のコピー	・返却しません。 ・宛名・受診日・金額・領収印が写るようにコピーしてください。（縮小不可）
医療機関発行の診療費明細書のコピー	・上記領収書と一緒に発行された明細書のコピー	・上記領収書と一緒に発行された明細書のコピー	・返却しません。

※国外の医療機関で受診した場合、申請者があらかじめ当該領収書のすべての記載内容を日本語に翻訳した資料を同封の上、申請してください。助成金額は申請書を受け付けた時点の為替レートで換算します。

(3) 郵送先・問い合わせ先

〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 城山分庁舎
世田谷保健所健康推進課 妊婦健康診査等・新生児聴覚検査担当
TEL 03-5432-2446 FAX 03-5432-3102

※申請の受付方法は、郵送のみとなります。※窓口での受付はしていません。

※助成金申請から支払いまでは、おおよそ2~3か月かかります。

※審査結果については、決定通知書を送付します。

※書類に不備がある場合は、電話にてご連絡させていただきます。不足書類を送付していただくなど、審査に時間がかった場合は、お支払いが遅れる場合がありますので、ご了承ください。

※申請は、妊婦健康診査等と新生児聴覚検査をなるべく一緒にお願いいたします。なお、同時に申請された場合でも、審査結果通知の送付時期、お支払いの時期が異なることがあります。ご了承ください。

下記を切り取り、封筒に貼ってご使用ください。

切り取り線

〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 城山分庁舎

世田谷保健所健康推進課 妊婦健康診査等・新生児聴覚検査担当 行

封をする前にもう一度ご確認ください

□申請書 □未使用の受診票 □母子健康手帳（親子健康手帳）のコピー □領収書のコピー □診療費明細書のコピー

記入例

世田谷区妊娠健診券等費用助成金申請書兼口座振替依頼書
世田谷区長 あて

世田谷区妊娠健診券等費用助成金(以下「助成金」といいます)について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

申請者は妊娠手帳の方になります。※訂正は不可

申請者 (訂正不可)	セタガヤ ハナコ	※妊娠届名を記入	生年月日	平成4 年10月10日
現住所	〒 154-0017 世田谷区 世田谷4-24-1	※転出された方は世田谷区での住所を記入		
転出先	※世田谷区に転出した場合は、他の区の住所を記入して下さい。 申請者が決定通知が届くまで1ヶ月間、現住所・転出先不在のため、通知が受け取れない場合の 連絡が取れないので、お問い合わせの際は、お名前と在先の住所を記入してください。			
決定通知書 送付先住所	電話番号	090 日中、連絡が取れる電話番号を記入してください。	未記入で可。	
母子健康手帳 交付日	令和5 年 9 月 3 日	出産年月日	令和6 年 4 月 8 日	出産前予定日
申請金額(請求額)	金	※助成金額は区が決定します		

審査の結果、助成金の支給を決定した場合は、助成金を受領する権限を口座名義人に委任します。	未記入で可。	
口座名義人が私以外の場合は、助成金を受領する権限を口座名義人に委任します。	田	
金融機関 名及び支 店名	セタガヤ ハナコ	※助成金額は区が決定します
コード	1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2	普通
本店・支店 出張所	世田谷	預金種別
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	普通

申請者と口座名義人が異なる場合、口座名義人の住所 申請者と同住所・別住所[]

請求に必要な書類(添付を確認したら□に○をしてください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 未使用の受診票	妊娠健診1回目 婦婦健診2回以降 (4枚) 子宮頸がん検診 超音波検査(枚)
※添付した受診票を○で囲んでください。	
※受診票を未使用せず、受診したことを確認するためには、必ず提出してください。	
<input checked="" type="checkbox"/> (親子健診手帳)	※本人記入欄等、記載の有無は問いません。3枚綴りのまま不可。
<input checked="" type="checkbox"/> 医療機関発行の健診等のコピー	日8~9の「妊娠中の経過」欄のコピー(縮小不可)
<input checked="" type="checkbox"/> 医療機関発行の診察明細書のコピー	医療機関が発行した健診等の費用が含まれる領収書のコピー(返却しません)
<input checked="" type="checkbox"/> 診察明細書のコピー	上記領収書と一緒に発行された明細書のコピー(返却しません)

※その他の書類審査の結果、区長が必要と認める書類の提出をお願いすることがあります。

【区処理欄】
住...□□□□□

支給決	確認
-----	----

消えるホールパン、修正マーク、修正液は使用しないでください。

記入例

世田谷区新生児聴覚検査費用助成金申請書兼口座振替依頼書
世田谷区長 あて

世田谷区新生児聴覚検査費用助成金(以下「助成金」といいます)について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。
なお、申請にあたって、区が住民基本台帳を閲覧すること及び審査に必要な内容を医療機関等へ確認することに同意します。

申請者は妊娠手帳の方になります。※訂正は不可

申請者 (訂正不可)	セタガヤ ハナコ	※妊娠届名を記入	生年月日	平成4 年10月10日
現住所	〒 154-0017 世田谷区 世田谷4-24-1	※転出された方は世田谷区での住所を記入		
転出先	※世田谷区に転出した場合は、他の区の住所を記入して下さい。 申請者が決定通知が届くまで1ヶ月間、現住所・転出先不在のため、通知が受け取れない場合の 連絡が取れないので、お問い合わせの際は、お名前と在先の住所を記入してください。			
決定通知書 送付先住所	電話番号	090 日中、連絡が取れる電話番号を記入してください。	未記入で可。	
母子健康手帳 交付日	令和5 年 9 月 3 日	出産年月日	令和6 年 4 月 8 日	出産前予定日
申請金額(請求額)	金	※助成金額は区が決定します		

審査の結果、助成金の支給を決定した場合は、私が指定する下記の口座に振り込んでください。	田	
口座名義人が私以外の場合は、助成金を受領する権限を口座名義人に委任します。	□	
金融機関 名及び支 店名	セタガヤ ハナコ	※助成金額は区が決定します
コード	1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2	普通
本店・支店 出張所	世田谷	預金種別
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	普通

申請者と口座名義人が異なる場合、口座名義人の住所 申請者と同住所・別住所[]

請求に必要な書類(添付を確認したら□に○をしてください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 未使用の受診票	新生児聴覚検査 ※受診票を使用せずに受診したことを確認するために、必ず提出してください。
<input checked="" type="checkbox"/> (親子健診手帳)	※本人記入欄等、記載の有無は問いません。3枚綴りのまま不可。
<input checked="" type="checkbox"/> 医療機関発行の健診等のコピー	P18の「検査の記録欄のコピー(「新生児聴覚検査」結果の表)
<input checked="" type="checkbox"/> 医療機関発行の診察明細書のコピー	医療機関が発行した健診等の費用が含まれる領収書のコピー(返却しません)

※その他の書類審査の結果、区長が必要と認める書類の提出をお願いすることができます。

【区処理欄】
区の記入欄です

確認
